

諮問事項に係る新旧対照表

1. 濃度

新規

特定標準物質を製造するための器具、機械若しくは装置 (法第 134 条第 1 項)	特定標準物質 (法第 135 条第 1 項)	校正等の実施 (法第 135 条第 1 項)	
		校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う標準物質
標準液を製造するための標準液製造用精密天びん、超純水製造装置及び分析計測装置を用いて製造されたもの	<u>ベリリウム標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん、超純水製造装置及び分析計測装置を用いて製造されたものの</u>	<u>一般財団法人化学物質評価研究機構</u>	<u>ベリリウム標準液であって、濃度が 1 g/L のもの</u>
	<u>けい素標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん、超純水製造装置及び分析計測装置を用いて製造されたもの</u>	<u>一般財団法人化学物質評価研究機構</u>	<u>けい素標準液であって、濃度が 1 g/L のもの</u>
	<u>ジルコニウム標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん、超純水製造装置及び分析計測装置を用いて製造されたものの</u>	<u>一般財団法人化学物質評価研究機構</u>	<u>ジルコニウム標準液であって、濃度が 1 g/L のもの</u>

_____:諮問事項